

# 南国市事前復興まちづくり計画基本方針（案）策定委託業務 仕様書

本特記仕様書は「南国市事前復興まちづくり計画基本方針（案）策定委託業務」に適用する。  
本業務は、本業務特記仕様書、「高知県土木設計等業務共通仕様書」にもとづき実施しなければならない。

共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものを使用する。なお、業務期間中に改定された場合はこの限りでない。

本特記仕様書に定めのない事項については協議により決定する。

## 第1章 総則

### 1 目的

南国市では、将来予測される南海トラフ地震の発生により、甚大な被害に見舞われるおそれがあり、被災後のまちの復興は、市役所内部及び関係機関との総合調整並びに地区住民との合意形成が求められるほか、多岐にわたる業務を的確かつスピード感を持って進める必要があることから、復興の事前対策として、本市の復興方針をあらかじめ決めておくことが重要である。

東日本大震災においても、復興事業着手に長期間を要し復興が遅れたことから、まちの存続が危うくなる事例が見受けられ、「事前復興」の重要性が明らかになった。そのため、市町村が復興まちづくりに速やかに着手できるよう、令和3年度、高知県により「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」を策定したところである。

本業務は「高知県事前復興まちづくり計画策定指針」等を踏まえて、本市の被災後のまちづくりの方針や体制、手順等を取りまとめた「南国市事前復興まちづくり計画基本方針（案）」を策定するものである。

### 2 受託者の責務

受託者は、契約の履行に当たり次の事項に留意の上、本業務を行なわなければならない。

- (1) 関係法規及び規則等諸法令を遵守すること。
- (2) 本業務に伴い知り得た秘密については、他に漏らさないこと。

### 3 対象区域

現況の課題分析や復興方針等は「市全域」を対象とする。ただし、地域ごとの具体的な復興パターンや復興イメージ（図面等）は、「南国市内のうち津波浸水予測上影響を受ける沿岸部地区」を対象とし、復興パターンの種類によっては、津波浸水想定区域外の地域を含めて検討する。

### 4 業務期間

本業務の業務期間は、契約締結日の翌日から令和8年11月30日までとする。

### 5 業務の実施

- (1) 受託者は、本業務の進捗に関して定期的に委託者に報告しなければならない。
- (2) 受託者は、自社の社員の中から業務を統括する主任担当者を定めなければならない。

## 6 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、業務計画書を作成し、契約締結後7日以内に提出しなければならない。
- (2) 業務計画書には、下記の事項を記載するものとする。
  - ① 業務内容
  - ② 業務工程
  - ③ 業務の実施体制
  - ④ 主任担当者及び同経歴書

## 7 完了

- (1) 本仕様書に指定された成果品一式を納品し、委託者の検査をもって業務の完了とする。
- (2) 受託者は、委託業務を完了したときは、業務完了届を提出し、速やかに委託者に報告しなければならない。
- (3) 検査に際しては、成果品その他の関係資料を整えておくものとする。

## 8 瑕疵の担保

受託者は、業務が完了したとき、受託者の責めに帰すべき理由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかな訂正補足、その他必要な措置をとらなければならない。

## 9 関係官公庁等との協議

受託者は、関係官公庁等と協議を必要とするとき又は協議を受けたときは、誠意をもってこれに当たり、この内容を遅滞なく報告しなければならない。

## 10 参考文献等の明記

受託者は、委託業務に文献その他資料を引用した場合は、その文献資料名を明記するものとする。

## 11 疑義の解釈

- (1) 本仕様書に定めている事項について疑義が生じた場合は、委託者と協議を行い、その指示を受けなければならない。
- (2) 本仕様書に定めのない事項については、委託者と受託者が協議するものとする。

## 第2章 業務概要

### 1 業務内容

#### (1) 関連資料の整理

本市の現状に資する基礎データについて、国勢調査や統計資料、地図情報、被害想定、南国市総合計画、南国市都市計画マスタープラン、南国市国土強靱化地域計画、南国市まち・ひと・しごと創生総合戦略、南国市地域防災計画、高知県事前復興まちづくり計画策定指針、高知県復興方針（案）等の資料を整理すること。

#### (2) 現状整理と課題分析

整理した資料を津波浸水想定等と重ね合わせて、本市の現状を以下の項目ごとに整理するとともに、本市の課題を分析すること。

- ① 人口の現状及び将来の見通し
- ② 基幹産業への影響
- ③ 土地利用への影響
- ④ 歴史・文化を継承する視点
- ⑤ 利用可能地の見通し

#### (3) 復興組織（案）の作成

南海トラフ地震からの復興は、その被害が甚大かつ広範囲となり復興業務も多岐にわたることから部局横断的な対応が必須となるため、(1)及び(2)で整理した資料を基に、発災後に復興業務を円滑に遂行するために復興組織（案）を作成すること。

#### (4) 復興手順書の作成

(3)で作成した体制における実施業務を時系列で整理するとともに、各業務の手順について復興手順書として作成すること。

#### (5) 地区別事前復興まちづくり計画（素案）作成対象地区の選定

(1)で整理した資料を基に、地形条件や津波浸水想定、被害想定、丁目界、旧市町村界、地元のつながり等を考慮し、素案作成対象地区の選定を行う。

選定に当たっては、被災後に従来の土地利用を見直す必要が生じる地区及び上記の地区と自然、経済、社会、文化その他の地域の特性において密接な関係があり、これらの地区からの住民の避難先や住居の集団的な移転先となる地区を対象地区とすること。

#### (6) 南国市事前復興まちづくり計画基本方針（案）の作成

本市の復興まちづくりの基本的な考え方や土地利用の概要等に係る復興方針を作成し、(2)、(3)、(4)及び(5)で整理した項目を含めた、「南国市事前復興まちづくり計画基本方針（案）」を作成すること。

合わせて、今後の活用を考慮した南国市事前復興まちづくり計画基本方針（案）の概要版を作成すること。概要版については、イメージ図、挿絵及び写真等を使用するなどして、市民が理解しやすい資料作成に努めること。

(7) 庁内における会議の運営補助

「南国市事前復興まちづくり計画基本方針（案）」策定にあたり実施する予定の庁内会議における運営補助を行うこと。（庁内会議は3回を予定。会議出席は原則不要）。

- ① 協議資料の作成
- ② 議事録の作成

(8) 地区別事前復興まちづくり計画（素案）作成方針の検討

南国市の復興基本方針（案）を踏まえて次年度より作成する予定である「地区別事前復興まちづくり計画（素案）」における課題，作成手法，事業費，事業計画等を取りまとめ，作成方針を検討すること。

(9) 打合せ協議

初回，中間2回，最終の計4回の打合せ協議を行う。協議後は，議事概要を作成し，速やかに提出すること（協議の実施方法は，オンライン会議も可とする）。

(10) 業務報告書の作成

業務成果をまとめ，業務報告書を作成すること。

2 成果品

(1) 本業務の成果品は下記のとおりとする。

項目	媒体	部数
南国市事前復興まちづくり計画基本方針（案）	紙	1部
	電子	1式
南国市事前復興まちづくり計画基本方針（案）（概要版）	紙	1部
	電子	1式
業務報告書	紙	1部
	電子	1式
その他協議により必要と認める資料	電子	1式

(2) 本業務の成果品は，南国市が著作権を持つものとし，南国市が自由にこの資料の加工，複製，ホームページの作成及び増刷等して公表できるものとする。

3 参考資料の貸与

南国市は，業務に必要な関係資料等を所定の手続によって貸与する。